

介護支援センター オアシス長瀬 ご利用料金

(平成27年4月1日改定)

<居宅介護支援費>

要介護認定又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から居宅介護支援費の全額が支払われますので、自己負担はありません。

但し、介護保険料の滞納等により、事業者が相当する給付を受領できない場合は、一旦、下記の料金を当事業所にお支払い頂きます。

お支払い後、当事業所が発行するサービス提供証明書を市区町村の窓口へ提出頂くと、所定額の払い戻しを受けることができます。

(1) 基本料金		利用料金(円)	備考他	
居宅介護支援費(I)	要介護1	11,149	1月につき	
	要介護2			
	要介護3	14,477		
	要介護4			
	要介護5			

(2) 加算料金 (○:全員/△:該当時に算定/-:算定なし)		算定	利用料金(円)	備考他	
初回加算		△	3,210	1月につき	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更した場合 要支援者が要介護認定を受け計画を作成する場合
特定事業所加算(I)		-	5,350	1月につき	中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実践している事業所と評価された場合
特定事業所加算(II)		-	4,280	1月につき	
特定事業所加算(III)		-	3,210	1月につき	
入院時情報連携加算(I)		△	2,140	1月につき	利用者が病院又は診療所に入院するにあたって病院や診療所の医師や看護師に利用者の心身の状態や生活環境等の必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算(II)		△	1,070	1月につき	
退院・退所加算		△	3,210	1回につき	病院への入院期間又は地域密着型介護老人福祉施設もしくは介護保険施設への入所期間が30日以下であり、利用者に対し病院や施設から必要な情報を得るための連携を行った場合
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		△	3,210	1月につき	利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際、利用者に関わる必要な情報を提供し小規模多機能型居宅介護における居宅サービス計画の作成等に協力した場合
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		△	3,210	1月につき	利用者が看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際、利用者に関わる必要な情報を提供し看護小規模多機能型居宅介護における居宅サービス計画の作成等に協力した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算		△	2,140	1月につき (2回を限度)	求めのあった病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

☆上記利用料の合計負担額には所得区分に応じた上限額が設けられています。

☆上記利用料金については、それぞれの計算の端末処理により若干金額が増減することがあります。

☆現時点での体制予定です。今後の解釈通知等によっては変更となる場合があります。